

石綿対策の取り組み状況について

1. 周知啓発

(1) 3者合同で周知啓発チラシを作成

滋賀労働局、大津市と合同で周知チラシを作成し、県内の関係業界団体、解体に係る建設業許可事業者（約 3,600 者）に送付（令和 3 年 2 月上旬）、（3 月以降、新規許可業者へ送付）、市町や建設・解体工事関係団体約 40 団体に通知

(2) 建設リサイクル法の届出窓口におけるチラシの配布

建設リサイクル法の届出窓口（甲賀・湖東・高島土木事務所、特定行政庁）において周知チラシを配架・配布

(3) 県ホームページによる周知

ホームページを一新し、制度改正に係る情報を集約した。
制度改正の周知前に比べ、ホームページへのアクセス件数は 10 倍程度

2. 解体等工事現場に対する立入調査等について

(1) 届出対象特定工事に係る立入調査

（県環境事務所、労働基準監督署）

対象：大気汚染防止法・石綿障害予防規則に基づき届出のあった
飛散性の高い石綿含有建材（レベル 1、レベル 2）に関する工事
件数：原則、届出のあった全ての工事（年間 70 件程度、大津市除く）
内容：届出との整合、作業基準への適合状況の確認

(2) 建設リサイクル法に基づく届出情報を活用した立入調査

①全国一斉パトロール

（建り法所管部署、県環境事務所、労働基準監督署）

対象：建設リサイクル法に基づき届出のあった工事現場
内容：石綿含有建材の事前調査の有無、作業基準の遵守のほか、
建設廃棄物のリサイクル、適正処理の観点等幅広い
観点からの確認。

国の依頼に基づき例年 6 月と 10 月の 2 回/年実施

②県環境事務所と労働基準監督署の合同パトロール

（県環境事務所、労働基準監督署）

対象：建設リサイクル法に基づき届出のあった工事現場
内容：石綿含有建材の事前調査の有無、作業基準順守の観点からの
確認

県独自の取組として、県内（大津市除く）で毎月実施。

従前から実施

今年度から新規

建設リサイクル法に基づく届出情報を活用した立入調査スケジュール

| 県環境事務所 | 労働基準監督署 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
|--------|---------|----|----|-----------|----|----|----|-----------|-----|-----|----|----|----|--|---|
| 南部 | 大津 | / | ○ | 全国一斉パトロール | | | | 全国一斉パトロール | ○ | | | | | | |
| 高島 | | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | |
| 東近江 | 東近江 | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | |
| 甲賀 | | | | | | ○ | | | | | | | ○ | | |
| 湖東 | 彦根 | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | |
| 湖北 | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |

(3) 民間委託によるパトロール調査（今年度から新規）

【目的】改正大気汚染防止法の第2段階目施行を見据え、本県の石綿飛散防止施策の検討に資するため、民間委託により県内を巡回（パトロール）し、建築物等の解体等工事現場における大気汚染防止法に基づく事前調査の実施状況の把握を行うとともに改正内容の周知啓発を行う。

【主な業務内容】

- ①各地域（各環境事務所管内）をローテーションで巡回し、解体等工事現場における事前調査結果に係る掲示板の設置状況を確認する。
なお、解体等工事により石綿が飛散している等の明らかな異常が見られた場合には速やかに県に連絡する。
- ②解体等工事現場に作業員等がいた場合は、改正大気汚染防止法に係る周知用のチラシを配布し、制度の周知を図る。

(4) その他

①大気環境中の石綿調査について

県内6ヶ所（草津、信楽、東近江、彦根、長浜、今津）において
夏季・冬季の年2回大気環境中の石綿濃度を調査。
→令和2年度結果（異常値なし：< 1本/L）

②災害時石綿調査協力者制度について（令和2年度創設）

滋賀県内において地震等の災害が発生した場合、石綿が飛散するおそれのある被災建築物や一般環境に係る石綿調査を迅速に実施できる体制の確保に寄与することを目的に、県や市町の実施する石綿調査に協力する意思のある県内の事業者等（災害時石綿調査協力者）を募集。